

家畜衛生情報

下北地域県民局地域農林水産部 むつ家畜保健衛生所

令和3年11月 1日 No.8

むつ地区家畜衛生推進協議会

むつ市金谷二丁目18-25 TEL 0173-42-2276 FAX 0173-42-6087

精液の不正流通にお気を付け下さい!

今般、精液証明書が添付されていない精液を利用した受精卵を生産し、 不正に流通する事案が発生しました。

今回の不正流通の詳細

精液証明書の添付されていない精液を入手し(①)、

その精液を採取した種雄牛の使用済み精液証明書を入手し、ストローに添付(②)、

その精液証明書が添付されていると知りながら精液を雌畜に注入、授精証明書を発行(③)、

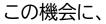
証明書の確認をせずに受精卵を採取し、受精卵証明を発行し(④)、

受精卵を不正に流通させた(⑤)。



この事案では

①~⑤に関わった人が法令違反になります!



精液と精液証明書の適切な管理について確認をお願いします!

- □精液(ストロー)と精液証明書の数はあっていますか?
- □使ったストローと精液証明書を管理・保存していますか?
- □精液を捨てる時、はさみを入れる等明確に廃棄したと わかる形にしていますか?
- □また、その時精液証明書も廃棄していますか?



重要! 今回の事案について、下記の通り関与がありました。

- ①精液証明書のない精液を譲渡した者
- ②使用済みの精液証明書を流通した者
- ③不正を承知した上で注入及び授精証明書を発行した家畜人工授精師
- ④十分な確認をせず、受精卵証明書を発行した獣医師
- ⑤ ①~④を経て受精卵を不正流通した者

家畜人工授精師、獣医師の十分な確認があれば未然に防げた 事案であるとともに、東北農政局は不正流通が疑われる場合、 立ち入り検査他、毅然とした対応するとのことです。

獣医師・家畜人工授精師の皆さんは 下記の点に留意するようお願いします!

- ○家畜人工授精用精液又は家畜受精卵を注入するとき
 - □精液等を融解する前に精液証明書や受精卵証明書を確認する。
 - 口精液証明書や受精卵証明書に使用された跡がないか確認する。
 - □精液等の容器(ストロー)と証明書の内容を確認する。
- ○家畜から受精卵を採取するとき
 - □採取する前に、精液証明書の原本を確認する。
 - □精液証明書を確認するときには容器(ストロー)と証明書の 内容に齟齬はないかを確認する。

不正流通・不正競争を防ぐため <u></u> ご協力お願いします!